

## 加算届出添付資料一覧

サービス	加算項目	添付資料
居宅介護支援	ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置の体制	●情報通信機器等の活用等の体制に係る届出書(別紙10-5)
	特別地域加算	不要
	中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)	不要
	中山間地域等における小規模事業所加算(規模に関する状況)	●中山間地域等における事業所規模算定表(参考様式1)
	特定事業所集中減算	不要 ※別途、「居宅介護支援事業所に係る特定事業所集中減算届出書」(様式1)の提出が必要です。
	特定事業所加算	<p>●加算Ⅰ～Ⅲ:特定事業所加算・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書(居宅介護支援事業所)(別紙36)</p> <p>●加算A:特定事業所加算Aに係る届出書(居宅介護支援事業所)(別紙36-2)</p> <p>●加算の区分に応じて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加算(Ⅰ)①から⑧まで</li> <li>・加算(Ⅱ)①から⑦まで</li> <li>・加算(Ⅲ)①から⑦まで</li> <li>・加算(A)①から⑦まで</li> </ul> <p>①資格者証(写),勤務形態一覧表(加算算定開始予定月のもの)</p> <p>②情報伝達等を目的とした会議記録(直近のもの)</p> <p>③24時間連絡体制があることがわかる書類(重要事項説明書等,緊急連絡先を明示してください。)</p> <p>④介護支援専門員に対する年間研修計画</p> <p>⑤家族に対する介護等を日常的に行っている児童や,障害者,生活困窮者,難病患者等,高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会,研修等に参加していることがわかる資料</p> <p>⑥京都府介護支援専門員実務研修における実習受入協力事業所に係る「登録通知書」(写)</p> <p>⑦他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会,研修会等を実施したことがわかる資料</p> <p>⑧利用者のうち,要介護3,4及び5である者が100分の40以上であることを証する資料</p> <p>※⑤について,新たに加算を取得する事業所は,直近で参加の実績があれば添付してください。</p> <p>※⑦について,宇治市の「ケアマネジメントに関する勉強会」への参画を要件として算定する場合は,勉強会委員として参画した実績が必要になります。</p>
	特定事業所医療介護連携加算	●特定事業所加算・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書(居宅介護支援事業所)(別紙36) ※特定事業所加算(Ⅰ)(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定していること。
	ターミナルケアマネジメント加算	●特定事業所加算・特定事業所医療介護連携加算・ターミナルケアマネジメント加算に係る届出書(居宅介護支援事業所)(別紙36)